

特定非営利活動法人 手と手 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人は、障害を持つ方、高齢で介助が必要な方と一緒に、楽しむ事を基本方針に様々なボランティア活動や助け合いの気持ちを広める啓蒙活動を行い、福祉の増進及び人権の擁護に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人 手と手と称する。

(特定非営利活動の種類)

第3条 この法人は、その目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
6. 環境の保全を図る活動
7. 災害救援活動
8. 地域安全活動
9. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
10. 子どもの健全育成を図る活動
11. 情報化社会の発展を図る活動
12. 科学技術の振興を図る活動
13. 経済活動の活性化を図る活動
14. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
15. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第4条 この法人は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者、高齢者に対する外出介助に関する支援事業
- ② 小規模作業所等に対する支援事業
- ③ 各種イベント等への参加及び支援事業
- ④ 障害者、高齢者の外出を促し、ふれあいを深める事業の企画、運営
- ⑤ 介助技術研修
- ⑥ ボランティアに関する講演、講習に係る事業
- ⑦ 前各号に関する情報収集及び調査研究
- ⑧ 障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業
- ⑨ 障害者総合支援法に基づく障害者移動支援事業
- ⑩ 介護保険法に基づく指定訪問介護事業
- ⑪ 介護保険法に基づく指定介護予防訪問介護事業
- ⑫ その他目的を達成するために必要な事業

- (2) その他の事業
 - ① 物品の斡旋及び販売
 - ② 役務の提供
 - ③ 会員相互の交流に係る事業

(事務所)

第5条 この法人の事務所は、札幌市に置く。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人、法人及び任意の団体

(入会及び会費)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについてはこの限りでない。
- 5 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- 2 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。
- 3 この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、その会員を除名することができる。
- 4 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会費等の不返還)

第9条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第10条 この法人に次の役員を置き、役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

- 2 理事 3名以上7名以内
- 3 監事 1名以上2名以内
- 4 役員のうち1名を代表理事とし、その選任方法は理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 幹事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第13条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。

(役員報酬)

- 第14条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 役員報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第4章 総会

(構成及び権能)

第15条 この法人の総会は、正会員をもって構成し、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期負担金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(種別及び開催)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、議長は、出席正会員の中から選出する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
 - (3) 第11条第3項第4号に定めるところにより監事が招集するとき

(招集)

第17条 総会は、前条第3項第3号の場合を除き、代表理事が招集する

2 代表理事は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第18条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第19条 総会における議決事項は、第17条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知されていない事項についても議決事項とする。

(表決権等)

第20条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第18条及び第19条第2項、第21条第1項第2号及びの適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成及び権能)

第22条 理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

(開催)

第23条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、代表理事がこれに当たる。

(1) 代表理事が必要と認めるとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(招集)

第24条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数、議決、表決権等及び議事録)

第25条 第18条から第21条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第26条 この法人の資産は、会費、寄附金収入、財産から生ずる収入、事業に伴う収入その他の収入をもって構成し、理事会の議決に基づいて、代表理事がこれを管理する。

(事業活動計画、予算、暫定予算及び収支決算)

第27条 この法人の事業活動計画及び収支予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 この法人の事業活動報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、毎事業年度終了後3か月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(収益事業の会計)

第29条 収益事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第7章 解散及び定款の変更

(解散)

第30条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散をするときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

5 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証をえなければならない

(定款の変更)

第31条 この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。この場合、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第8章 雑則

(公告)

第32条 この法人の公告は、この法人の事務所での掲示とともに、官報に掲載して行う。

(雑則)

第33条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、2004年5月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2003年3月31日までとする。
- 5 この定款は平成24年2月21日から施行する。